

使用料・手数料の見直しについて

概要資料

令和7年12月
郡山市財務部財政課

1 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料の見直しは、令和元年度に「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」を策定後、東日本台風や新型コロナウイルス感染症などの影響により延期をしておりましたが、令和9年4月の新料金施行に向けて見直しを進めています。

現状

- ▲ 使用料・手数料の算定方法が統一されていない。
- ▲ 長期間、使用料等の見直しがされていない。
- ▲ 物価やニーズの変化に対応できていない。
- ▲ 増大化するコストが未利用者を含む市税等で負担

見直し

- 統一的な基準に基づき使用料・手数料を算定
- 定期的な見直しを行い、段階的に適正化を実施
- 直近の平均コストを基に算定し、物価等の変化に対応
- 利用者と未利用者、現在と将来世代の負担の公平性を確保

これまでの見直し経過

前々回	1998(H10).10	使用料・手数料の全面改定
前回	2011(H23).4	使用料の一部改定（同種施設の料金の均衡化等）
見直し準備	2019(R1).1	庁議：基準案を協議、行財政改革推進委員会：基準案の意見聴取 各派会長会：基準案及びR2年4月の料金改定予定の説明
	2019(R1).2	定例記者会見：基準案、R2年4月の料金改定予定 基準策定のパブリックコメント
	2019(R1).4	「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」策定 目的 <ul style="list-style-type: none">・公共サービスを継続して安定的に提供していく・未来の子どもたちへより良い資産を引き継いでいく

H23以降、見直し未実施

2019(令和元年)
2020(令和2年)4月
新料金予定に向け準備

令和元年 **令和元年東日本台風**
令和2年 新型コロナウイルス感染症
対応優先のため、見直し延期

災害対応終了、新型
コロナの5類へ移行
維持管理等に要する
経費が著しく増加

現在
2027(令和9年)4月
新料金予定に向け準備

1 使用料・手数料の見直し

主な公共施設使用料の県内市比較 ⇒ 本市は低い水準

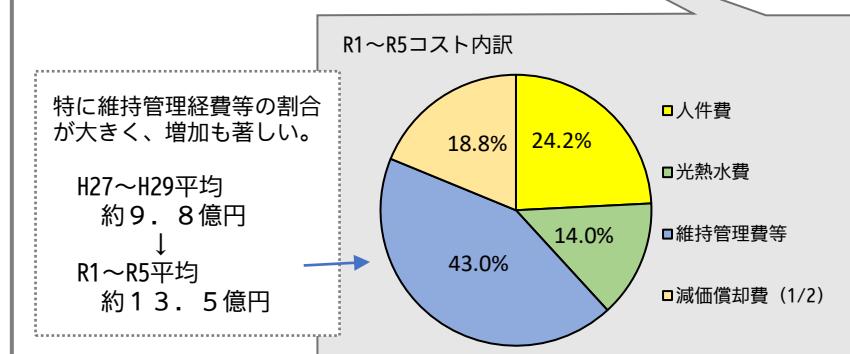
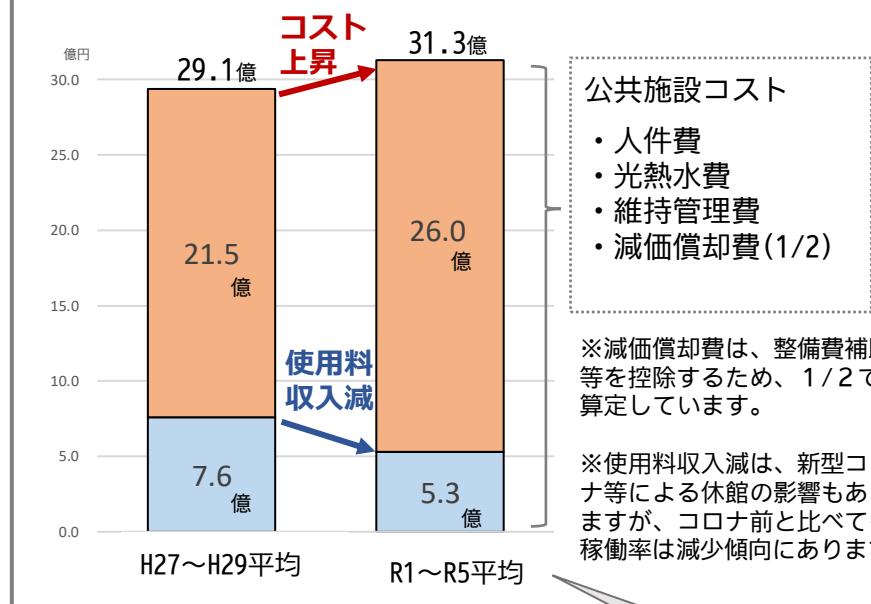
施設区分	郡山市	県内中核市・周辺市
公民館	清水台地域公民館 (会議室)	同規模会議室
利用者当たり単価（1時間当たり使用料÷収容人数）	4.2円	平均 8.7円
施設区分	郡山市	県内中核市・周辺市
大体育館	総合体育館 (大体育館)	同規模体育館
バスケ1面当たりの1時間使用料	367円	平均 1,116.7円
施設区分	郡山市	県内中核市・周辺市
小体育館	総合体育館 (小体育館)	同規模体育館
バスケ1面当たりの1時間使用料	150円	平均 647.1円
施設区分	郡山市	県内中核市・周辺市
文化センター	市民文化センター (大ホール)	同規模大ホール
利用者当たり単価（1時間使用料÷収容人数）	5.3円	平均 6.9円

公共施設コストの推移

平成27年度～平成29年度年間平均 約29.1億円

2.2億円増

令和元年度～令和5年度年間平均 約31.3億円



2 使用料・手数料の見直し対象

見直し対象

使用料

公共施設の貸室、施設利用、入館、預かり等に係る使用料
公民館、総合学習センター、体育館、市民文化センター、
美術館、カルチャーパーク、自転車等駐車場 など

手数料

証明発行や役務等のサービス提供に係る手数料
住民票の写しの交付手数料、納税証明書交付
手数料、印鑑登録証交付手数料 等

▶ 基本使用料や主な手数料の現行と見直し案は、資料2に掲載しています。

ポイント

基準に基づく 算定方法

⇒P 4～参照

料金体系の 見直し

⇒P 5～参照

激変緩和の 調整

⇒P 8 参照

Q1 一律に値上げするのですか？

統一的な基準に基づき算定します。

受益者負担の対象となるコストに、施設目的やサービスに応じた受益者負担割合から算定するため、一律の値上げではありません。

Q2 料金だけが変わるのでですか？

利用者に分かりやすく、使いやすい料金体系に改めます。

例えば、各時間帯の料金を平準化するほか、原則、冷暖房加算や備品使用料などを使用料に含む整理をします。

Q3 料金はどの位変わるのでですか？

施設の貸出利用の場合、現行の利用者負担額（使用料と冷暖房費）の1時間当たりの単価を基準に、2倍以下となる上限調整をします。

なお、入館料や預かり利用料については、現行の1利用単位を基準に、2倍以下となる上限調整をします。

3 統一的な基準による見直し

行政サービスに対する市民相互の負担と公平性を確保するため、算定根拠を明確化して統一的な基準により算定します。

1 各施設のコスト(料金原価)を算出

公会計のフルコスト情報からサービスの提供に必要な経費を把握し、受益者負担の対象となるコスト(料金原価)を算定します。

フルコスト 情報 (料金原価)	人にかかる費用	サービス提供等に従事する人件費
	物に係る費用	光熱水費、維持補修費、備品購入費、業務委託料等
	減価償却費	建物等建設費の減価償却費の2分の1

2 受益者負担割合を分類

(1) 使用料 施設目的やサービスに応じて、公益性と市場性で性質別に分類し、受益者負担割合を設定

		公的関与の必要性の程度（市の実施義務の程度）		
		高（A）	中（B）	低（C）
受益性の程度 (民間事業者による代替性の程度) 非市場的 ↑ ↓ 市場的	低（a）	受益者負担 0% 公費負担 100%	受益者負担 25% 公費負担 75%	受益者負担 50% 公費負担 50%
	中（b）	受益者負担 25% 公費負担 75%	受益者負担 50% 公費負担 50%	受益者負担 75% 公費負担 25%
	高（c）	受益者負担 50% 公費負担 50%	受益者負担 75% 公費負担 25%	受益者負担 100% 公費負担 0%

(2) 手数料 役務の対価として、受益者負担100%を原則として設定

3 算定方法

3-1 基本的な算定の考え方

貸館施設の算定の場合

基本算定

受益者負担割合50%の例

受益者負担分
50%

公費等負担分
50%

料金原価×受益者負担割合

- ①各貸出室の面積に按分
- ②年間の利用日数で1日分の使用料を算出
- ③1時間単価の平準化や激変緩和等の調整

個別算定

設備等その他の料金は、個別の維持管理経費等を勘案して算定

入館施設・預かり施設の算定の場合、手数料算定の場合については、p 7 参照

3 統一的な基準による見直し

3-2 料金体系の整理

利用者の利便性と公平性を考慮し、統一した料金体系の整理を行います。

利用時間帯によって料金が異なる

- ・貸館の場合、時間帯により料金差

冷暖房使用料が追加加算

- ・冷暖房使用料が別途加算
- ・利用時間帯により冷暖房使用料の加算額が異なり、分かりづらい

時間帯料金を平準化

- ・貸館の使用料は、原則、1時間あたりの単価×利用時間で設定

原則、冷暖房使用料は使用料に含む

- ・冷暖房使用期間が長期化していることを踏まえて利用者に分かりやすく整理し、冷暖房費を原則、使用料に含める料金設定とします。
- ・ただし、体育館や大ホール等は空調機器の規模及び費用が大きいため、引き続き冷暖房費加算は設定します。

◆時間帯料金の平準化、冷暖房費込の算定例

現行 橘地域公民館 会議室 (64m²)

	午前	午後	夜	1日
使用料	9時～13時 (4時間)	13時～17時 (4時間)	17時～21時 (4時間)	9時～21時 (12時間)
冷暖房費	400円	600円	700円	1,500円
計	480円	720円	840円	1,800円

4時間の時間帯料金を同額に
1時間単価
150円

見直し案 橘地域公民館 会議室 (64m²)

	午前	午後	夜	1日
使用料	9時～13時 (4時間)	13時～17時 (4時間)	17時～21時 (4時間)	9時～21時 (12時間)
+220円				
-20円				
-140円				
+300円				
1時間単価				175円

例外：冷暖房費設定施設

概ね300m²以上の体育室・ホール

逢瀬公民館・ふれあいセンター大ホール（片平、三穂田、西田、大槻）、中央公民館多目的ホール、障害者福祉センター体育室、労働福祉社会館大ホール、公会堂、市民文化センター大ホール等、視聴覚ホール、ユラックス熱海多目的ホール、総合体育馆、西部体育馆・西部第二体育馆 等

◆例外：冷暖房費設定施設の算定例

現行 逢瀬公民館 大ホール (684m²)

	午前	午後	夜	1日
使用料	1,000円	1,300円	1,600円	3,400円
冷暖房費	200円	260円	320円	680円
計	1,200円	1,560円	1,920円	4,080円

1時間単価 340円

見直し案 逢瀬公民館 大ホール (684m²)

	午前	午後	夜	1日
冷暖房費	1,700円	1,700円	1,700円	5,100円
+840円				
+480円				
+120円				
+2,040円				
1時間単価				510円

3 統一的な基準による算定

貸出対象面積による算定

現行、面積が異なる貸出室に同料金が設定されている場合
↓
面積と現行使用料によっては減額する場合と増額する場合があります。

なお、特別な設備や機能のある貸出室の場合は、機能分も加えて算定します。
(トレーニング室、練習室等)

◆貸出対象面積による算定例

現行 大成地域公民館 和室 (32m²)
行徳地域公民館 和室 (68m²)

	午前	午後	夜	1日
使用料	300円	500円	600円	1,200円
冷暖房費	60円	100円	120円	240円
計	360円	600円	720円	1,440円

1 時間単価 120円

→ 見直し案 大成地域公民館 和室 (32m²)

減額の例	午前	午後	夜	1日
	300円	300円	300円	900円
	-60円	-300円	-420円	-540円

75円
1 時間単価

→ 見直し案 行徳地域公民館 和室 (68m²)

増額の例	午前	午後	夜	1日
	800円	800円	800円	2,400円
	+440円	+200円	+80円	+960円

200円
1 時間単価

3 - 3 その他の整理

備品・設備使用料

原則、下記を除き、備品・設備使用料は使用料に含むと整理します。

- ①取得価格が50万円以上の備品設備
- ②維持管理費用を要するスケート靴やピアノ(電子ピアノ除く) 等

持込電気器具使用料等

原則、貸室の持込電気器具使用料や電気使用料は、使用料に含むと整理します。

ただし、文化センターのみ、持込電気器具の電気料が高額であるため、継続して料金設定します。

入場料徴収加算、営利目的加算、休日加算等

興行等利用に応じた営利目的利用料金、入場料を徴する場合の加算割合等の見直しも併せて行います。

例えば、今後プロスポーツの興行利用が見込まれる体育館については、年間予定や他自治体の料金設定を参考とし、営利目的利用による収入を見込んだ上で一般料金を設定するほか、現行入場料徴収加算の設定がない集客ホールへの見直しも行います。

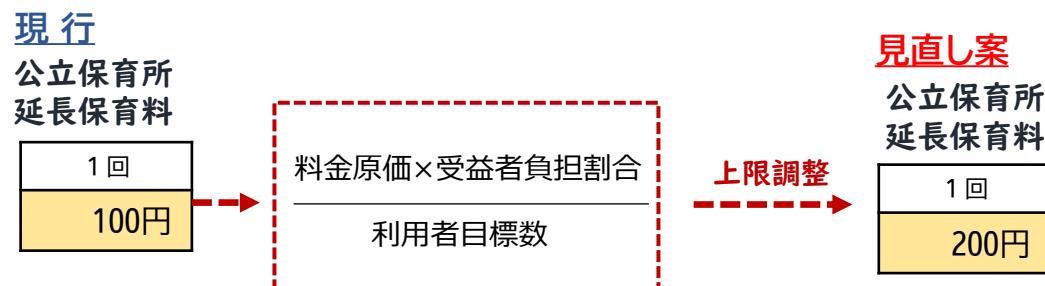
また、施設の利用状況や経済的効率性に応じて休日加算の廃止や設定等の見直しも併せて行います。

3 統一的な基準による算定

3-4 入館施設や預かり施設等の算定

◆利用者目標数からの算定

入館施設や預かり施設などの不特定多数の個人が同時に利用する施設については、利用者目標数から利用者一人当たりの使用料を算定します。



3-5 手数料の算定

◆近隣自治体・類似自治体の考慮

手数料はサービスの対価であるため、自治体間での著しい差が生じないよう、料金原価から算出した額が県内市や類似中核市と比較して著しく高額となる場合は設定料金を調整します。

現 行

納税に関する証明書
交付手数料

1通	250円
1納税義務者 1年度につき	

$$\frac{1\text{分当たりの人工費} \times \text{処理時間(分)} + \text{物件費}}{\text{年間処理件数}}$$

算出した額が現行手数料の同額以下の場合

据え置き

算出した額が現行手数料を超える場合

上限率の範囲内で近隣・類似団体の手数料を考慮

見直し案

納税に関する証明書
交付手数料

1通	300円
----	------

例えば、納税に関する証明書交付手数料発行に係るコスト(料金原価)から算定すると500円を超える算出額となるため、上限率2.0の範囲内で近隣・類似団体の状況を考慮して設定します。

参考
・県内13市平均：265円
・類似中核市平均：288円

3 統一的な基準による算定

3-6 激変緩和に配慮した上限調整

料金原価×受益者負担割合を基に算定した額が、現行使用料と比較して著しく高額となる場合は、上限調整を行います。なお、単価の額に応じて上限率を設定するため、現行の負担額が高いほど上限率を低くし、改定による増加率を抑えて算定します。

単価に応じた上限率

次の単価の現行額に応じて、2倍～1.2倍の上限調整を行い、激変緩和を図ります。

- ◆貸室：1時間単価
(現行使用料+冷暖房費)
- ◆入館料、預かり料金、個人利用等：
現行の1利用単位の単価
(1回、1日、1月など)

基準	上限率
250円以下	2.0倍
250円～500円	1.5倍
500円～2,000円	1.4倍
2,000円～10,000円	1.3倍
10,000円超	1.2倍

◆激変緩和の調整例（上限率1.5倍）

現行 三穂田ふれあいセンター 大ホール (541.5m²)

	午前	午後	夜	1日
使用料	1,000円	1,300円	1,600円	3,400円
冷暖房費	200円	260円	320円	680円
計	1,200円	1,560円	1,920円	4,080円

※冷暖房費加算継続施設 1時間単価 340円

本来の受益者負担額

1日
6,900円
1,380円
8,280円
690円

激変緩和

見直し案

1日
5,100円
1,020円
6,120円
510円

2倍以上



料金原価×受益者負担割合で算出した額

単価の1.5倍以下となるよう上限調整

◆激変緩和の調整例（上限率1.3倍）

現行 中央公民館 多目的ホール (657m²)

	午前	午後	夜	1日
使用料	5,400円	10,500円	9,900円	25,800円
冷暖房費	1,080円	2,100円	1,980円	5,160円
計	6,480円	12,600円	11,880円	30,960円

※冷暖房費加算継続施設 1時間単価 2,580円

本来の受益者負担額

1日
58,800円
11,760円
70,560円
4,900円

激変緩和

見直し案

1日
33,400円
6,680円
40,080円
3,340円

上限率
1.3倍
超え



料金原価×受益者負担割合で算出した額

単価の1.3倍以下となるよう上限調整

4 無料から有料化へ変更する使用料

受益と負担の公平性を図るために、次の施設について類似施設との均衡を考慮して使用料を設定します。

I 元気な遊びのひろば（ペップキッズこおりやま）

現行

区分	使用料
1人1回 大人・子ども	無料

老朽化、光熱水費等高騰

現行の維持管理コストを基に、他自治体の屋内遊び場の料金を考慮して設定

見直し案

区分	使用料
1人1回 大人・子ども	200円

利便性向上、サービス向上

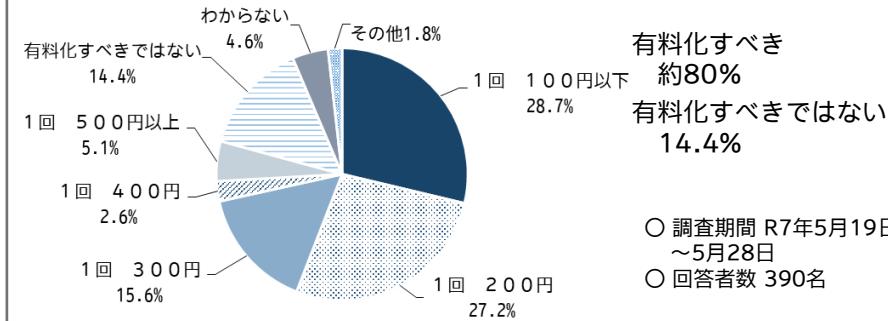
- ・R8.4～WEB予約を開始
- ・老朽化する遊具等の維持補修に対応

利用者アンケート結果 (R6)

約8割以上が500円未満であれば利用したいと回答

○ 調査期間 R6年6月10日～10月6日 ○ 回答者数 370名

まちづくりネットモニター結果 (R7)



○ 調査期間 R7年5月19日～5月28日
○ 回答者数 390名

II その他施設

区分	施設名	内容
無料から有料化する施設	荒井中央公園（ふれあい交流施設）、平成記念郡山こどものもり公園（もりの館）	公民館等と同様の設備機能を有する無料施設 ⇒ 公民館単価を用いて使用料を設定
	大槻公園・浄土松公園・東部森林公園（バーベキュー場）	公園内バーベキュー場を無料で貸出 ⇒ 高篠山森林公園のテントサイト使用料と均衡を図り設定
一部の無料区分を有料化する施設	地域交流センター、サニー・ランド湖南（入浴施設）	入浴に要するコストと受益者負担の乖離が大きい。 ⇒ 無料区分（高齢者・子ども）の入浴使用料を有料化
	少年湖畔の村	1泊2日利用と日帰り利用が同料金で、市内の中学生以下は無料 ⇒ 福島県少年自然の家等を参考に使用料を設定

5 その他、利便性向上につなげる変更事項

その他、使用料の見直しに併せて次のような見直しを行い、利用者のニーズに対応した利便性向上を図ります。

区分	見直し事項	内容
公民館	公民館の体育館に、半面利用の料金設定を新設	体育館の半面利用を可能とし、より多くの利用希望団体に対応できるよう見直します。 なお、見直しするのは、半面利用可能な体育館のみです。
音楽・文化交流館	2時間の時間帯設定に統一	利用の大半が音楽練習であり、利用者の実利用時間に対応した2時間帯に統一します。（現行、4時間と2時間の貸出室が混在）
市民文化センター	会議室の時間帯設定	大ホールと同じく時間帯の間に使用できない時間が設定されている会議室を、2～3時間単位での時間帯設定とし、使用可能時間を増やします。
市民プラザ等	展示室の時間帯利用の新設	1日利用のみの設定の展示室利用に、時間帯利用の料金設定を新設します。
カルチャーパーク	プールにレーンごとの貸切使用料を新設	現行は全体貸切のみですが、1レーン単位での貸切使用料を新設します。
ユラックス熱海	アマチュアスポーツ目的の団体利用に区分を新設	多目的ホールのアマチュアスポーツを目的とする団体利用区分に、生徒及び児童等の区分を新設します。
中央図書館視聴覚ホール 陸上競技場 等	現在貸出をしていない部屋を貸出室に新設	現在貸出をしていない会議室等を貸出室に追加し、利用者のニーズに対応します。
労働福祉会館、体育施設 ユラックス熱海 サン・サン・グリーン湖南	土日祝日の休日料金又は休日加算を廃止	土日が特に多い利用状況にはないため、休日料金又は休日加算を廃止します。

6 減免基準の見直し

受益者負担の適正化のためには、**減免制度の公益性・公平性も併せて確保していく必要があります。**

特に、各種貸館施設は長年見直しがされていないため、新料金施行に向けて令和8年10月までに順次、統一的な考え方で**整理**していく必要があります。

減免基準の適正化

(1) 減免基準

現在の課題

- 各施設の減免基準の有無や内容がまちまち
- 長年見直しされていない

見直し（案）

- 施設設置目的との整合性や公益性を勘案して、各施設の減免基準を整備
- 設置目的との整合性等の程度に応じて、各施設別の減免割合は50%、75%、100%の段階で設定する。

＜減免の市統一範囲と各施設目的に応じて設定する範囲＞

項目	減免対象	減免割合	
1 市（行政委員会や市の附属機関等を含む）が主催して行う事業等に使用するとき	市の主催事業	100%	市統一
2 公共的団体等が市と共に協力して行う公益的事業であって、市長が認めるものに使用するとき	市の共催事業		
3 指定管理者が管理運営する施設の当該指定管理者の主催事業で、市長が認めるもの	指定管理者事業		
4 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の免除対象者が同条例に掲げる施設を使用するとき	障がい者利用		
5 その他市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を免除する必要があると認めるとき	基準に定めて明確化		施設別設定

施設別の減免基準
各施設の設置目的等を勘案して、限定的に設定
50%減免
75%減免
100%減免

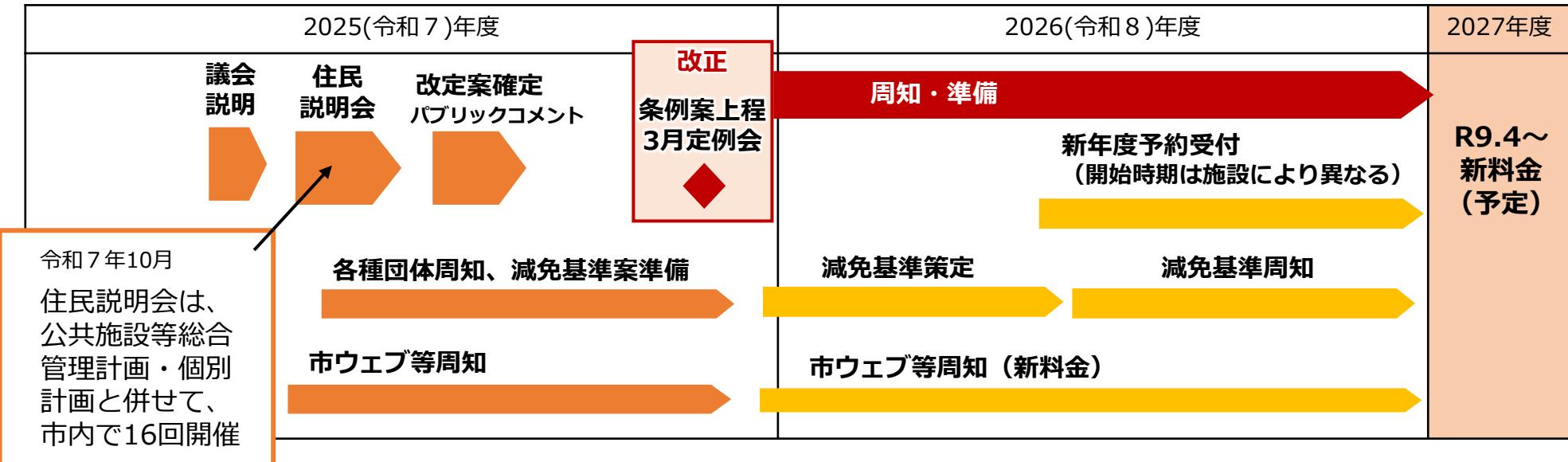
(2) 名義後援の取扱い

名義後援（市の後援事業）は、市が事業の趣旨に賛同する意思を示すものであり、必ずしも使用料減免の対象とは限りません。現状、名義後援の事業に対する減免の有無は各施設で異なっていますが、名義後援のみでの減免は行わない取扱いに統一します。

7 見直しのスケジュール

1 統一的な基準に基づく使用料・手数料の見直し

令和9年4月からの料金改定に向けて、住民説明や各種団体説明、市ウェブサイトでの周知等を行い、条例改正や減免基準見直し等を進め、受益と負担の公平性を図っていきます。



2 コスト削減及び稼働率向上に向けた取り組み

使用料・手数料を見直すことによって一方的に市民へ負担を強いるだけではなく、管理運営内容を見直し、コスト削減を進め、併せて施設の稼働率を向上させられるように検討して取り組んでいきます。

- 業務効率化
- 市民サービスの向上 ⇒
- 公共施設の適正化

コスト削減
稼働率向上

3 定期的、段階的な見直し

今回は、統一的な基準に基づく初めての見直しです。

受益と負担の公平性を確保するため、料金改定後も概ね5年ごとに見直しを行い、段階的に適正化を図っていきます。

今回の見直し概要については、市ウェブサイトでもお知らせしています。

また、「公平な受益と負担の公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」も市ウェブサイトで公開しています。

パブリックコメント

今回の使用料・手数料の見直し概要、見直し対象一覧などを、市ウェブサイトで公開し、次の期間でパブリックコメントを実施します。

▼実施期間：令和7年12月5日(金)から令和8年1月5日(月)まで

▼意見提出方法

意見提出様式又は任意様式に、住所・氏名・電話番号を記入し、市ウェブサイト・郵送・FAX・メール・財政課のいずれかへ提出

※意見提出は、市ウェブサイトのフォームを使用してオンラインで提出することも可能ですが。

使用料・手数料の見直し
市ウェブサイト



郡山市財務部財政課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2071

FAX 024-931-3245

メール zaisei@city.koriyama.lg.jp